野営法研究会 Step2 の実施にあたって

1. 野営法研究会 Step2 の目的・目標

野営法研究会 Step2 は、日本ボーイスカウト茨城県連盟が企画・開設し、BS,VS 隊長の必修研修と位置づけ、就任 1 年以内にこのコースを受講することを基本とします。ここでは､ボーイスカウト運動の基本の一つである「野営」について、実体験により「**ボーイスカウトにおけるキャンプの意義を理解し、自らスカウトキャンプが快適に実践でき、かつスカウトにスカウトキャンプを指導できる」「野営基準を理解する」ことを目的**に実施されます。

また、コース目標（達成目標）は、下記の枠内の通りです。

> **・３泊以上の中・長期スカウトキャンプが快適にできる。**
> ・BS スカウトにスカウトキャンプが指導できる。
> ・副長等にスカウトキャンプの意義と方法が伝えられる。
> ・創意工夫により楽しいキャンプが創造・展開できる。

2. 野営法研究会 Step2 の運営および実施の方法

◎コースの組み立てと運営

野営法 STEP1 までとの大きな違いは、セッションごとの指導要項はセッション担当者が作るということです。後述しますが、STEP2 の構成は、セッション単位ではなく、ボーイ隊のキャンプのように「プログラム」を単位して捉えるようになっています。

そのため、「野営法研究会 STEP2　スタッフハンドブック」の「Ⅶ . 野営法研究会 Step2 各セッション内容について」を良く咀嚼し､そこに提示されている「課目」のいくつかをクリアでするようにセッション（プログラム）を組み立てます。

担当者は、提示された「想定」に従って、担当部署のプログラムを作り、WB研修所に準じたセッション指導要項を作成するとともに、プログラムの「実施計画書」を作成し、主任講師に提出、承認の上で実施してください。

◎隊・班の運営、キャンプの位置づけ、参加者への意識付け

●具体的な方法としては、標準的ボーイ隊における 2 泊 3 日の隊キャンプ（複数班と必要な隊指導者を置く）を実施します。

隊キャンプについては、参加者をボーイスカウトに見立てて 6 ～ 8 人からなる「班」を複数設け、班長としてスタッフを送り込みます（参加者にコミッショナーやトレーニングチーム員がいれば、その方を班長とします)。他のスタッフは、隊長、副長、隊付という、実際にボーイ隊にある役務を担当します。

●この Step2 の隊キャンプは、**熟練した指導者による理想的なキャンプ**である必要があります。

参加者は、**おそらく今まで知ることのなかった、本来の「スカウトキャンプ」をここで初めて体験**することとなります。

そのようなキャンプは、WB研修所でも展開していないため、原隊においても「標準隊」における隊運営の経験がない（知らない）指導者がほとんどであるという現状の中で、何らかの形で、この「標準隊」の活動を（スカウトとして）経験してもらうことが、ボーイ隊の適正な運営上必要であるとの判断からです。

現時点において、それが体験できる唯一の機会が、この野営法研究会 Step2 になろうと思います。

●そこで、スタッフには､**「標準隊における『高度な』ボーイ隊のキャンプ」**を具体的に運営してもらいます。

これは、ただの隊キャンプではなく、「高度な隊キャンプ」です。これは､**標準班で構成される「高度な」野営技能とプログラムによるキャンプ**であって、「標準的なキャンプ」ではありません。

そのため、野営法研究会 Step2 のスタッフは、ボーイ隊の運営について深く研究し、かつボーイ隊の隊キャンプ運営、隊キャンププログラム、スカウトゲーム、ソングなど、ボーイ隊を運営するための多種多様なスキルを高いレベルで身に付けていることが求められます。

●参加者はというと､**スカウトという立場で、実際にキャンプを楽しむことを第一**とします。

すなわちボーイスカウトとしての立場でキャンプを過ごしてもらいます。その一方で、成人指導者としての視

点で、ボーイ隊の標準隊での指導者や班長の任務がどう遂行されるかを知り、班員はどう「班」を樹立していけばいいのか‥‥を考え、それを即実行に移して、班を作り上げることを実体験します。

●同時に、キャンプに必要な知識･技能については、その**根拠（「なぜそうなるの?」「どうしてそうするの?」）を探っていくことをこのボーイの隊キャンプの全課程（期間）で研究することを求め**ていきます。

●試行コースで実施したベンチャー隊を想定１泊２日の移動キャンプは行いません。ベンチャー隊への対応については、２日目の午前中にパイオニアリングを入れています。ここで、隼章課目（2）スカウト技能「イ　筏、軽架橋、信号棟などの大型構築物を１つ作成する」の体験ができます。また、隼章課目（2）スカウト技能「ア　２泊3日以上の探検旅行」への対応としては、ボーイ隊キャンプをきちんと指導･運営できるレベルの指導者を育成し、その指導者を以て「探検旅行」を指導する･･･とします。「探検旅行」の具体的内容の指導については、定型外訓練、ラウンドテーブル等での研究とします。

3. スタッフの編成と役割分担

①研修会の運営と主任講師の責務

○研修会運営の責任者は主任講師です。主任講師は研修会の目的と責務を理解し、参加者の状況を把握し、十分な成果をあげるようスタッフに指導助言を行います。

○主任講師は、各スタッフの担当する各セッション、及び隊運営や班運営について責任を持ちます。事前に十分な打合せを行い、セッションの内容や隊・班運営等の指導方法について指導・助言をします。

②スタッフと奉仕者について

○スタッフは県トレーニングチーム・デイレクターが、指導者訓練実施年間計画に基づき、適任者の中から選任します。

○また、開設担当地区の指導者養成委員の中の１名を生活を担当する隊付として、スタッフに組み入れます。委員会の代表としてかつ１指導者として、隊運営の補佐、渉外事務、会計、庶務、記録、食料調達等を担当していただきます。

○県指導者養成委員長は、各地区指導者養成委員長と協議の上、年間計画として、当研修の業務を担当する地区を決め、業務を実施します。

③セッションの構成と担当について

○野営法研究会 Step2 は、前述のように「高度な、ボーイ隊のキャンプ」展開します。ボーイ隊・ベンチャー隊の隊長に必要な知識や技能は、展開される隊キャンプの日課やプログラムの中に組み込むようにし、Step1 のようなセミナー形式（セッション）として構成・展開はしません。

○班長役のスタッフは、「班長」として班員（参加者）を指導・リードし、参加者の意識と精神を、事前に確認したボーイ隊指導者に求められる方向を舵取りしながら、本来のボーイ隊の活動が楽しく体験できるよう、また、参加者自身が野営法の修得に主体的に取り組めるよう、支援（指導・助言）します。

4. 野営法研究会 Step2 にて使用する野営用品

○本研究会 Step2 で使用する野営用品は、個人装備を除いて、原則として指導者養成委員会（トレーニングチーム）が管理する「ウッドバッジ研修所」で使用するものを基本とします。

○基本的野営装備（テント、タープ、工具、炊具、麻紐、針金等）は土浦のWB研修所倉庫から、野営工作用の資材（竹､垂木）は倉庫にあるものを使用するか､別途購入するか借用するか等調達してください（土浦倉庫にもあるかも)。いずれも、事前のスタッフ打ち合わせに従い、業務担当が用意します。

○また、講師がセッションで使う教材やデモンストレーション用の野営用具や資材については、各講師が担当セッションの実施計画を立てて、必要なものを準備します。

○但し、縛材等大型のものや多額の費用がかかるものについては、主任講師の指示により、指導者養成委員会の開設担当地区で用意するものとします。

5. 参加資格

野営法研究会 Step2 は、野営法研究会 Step1 を修了した、実施年度の加盟登録を完了した加盟員を対象に開催します。

ただし、参加申込み、もしくは参加時点でボーイ隊・ベンチャー隊の隊長、副長の任にあり、野営法研究会 STEP1 が未終了の指導者で、地区コミッショナーの推薦がある場合には、特例として参加することができます。

※【地区コミッショナーの推薦条件】

次の①～④の全てを満たした場合、野営法研究会 Step 2への参加を推薦します。

①参加申込み、もしくは参加時点の任務が、ボーイスカウト隊・ベンチャースカウト隊の隊長及び副長であること。

*上記以外の指導者であって、過去に通算3年以上ボーイスカウト隊・ベンチャースカウト隊で、隊長もしくは副長の経験を有する者も対象とする。

②指導者として、今まで、3泊以上のボーイ隊以上の隊固定キャンプまたはベンチャーの移動キャンプを運営・指導及した経験が、2回以上あること（ジャンボリー・キャンポリー等の大会は含まない）。

③指導者として、1泊以上の徒歩による移動キャンプの経験があること。もしくは固定キャンプ等に参加するため5km以上徒歩で移動した経験があること。(いずれも、野営に必要な全ての個人装備を自分で携行して。)

④青少年の訓育を託するに足る品性と経歴を持つ者で、WB研修所を修了した者。

6. 認定

認定は、2 泊 3 日のキャンプが終わった段階で、主任講師が各講師を意見を聞いて認定します。

参加する＝「認定」ではありません。Step2 のコース目標が達成されたかどうかを判断します。